

Title	大化新政の地方浸透について：常陸國の場合
Sub Title	A note on the penetration of the Taika reformation (大化改新) in the provinces
Author	井口, 悦男(Iguchi, Etsuo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1958
Jtitle	史学 Vol.30, No.4 (1958. 3) ,p.97(515)- 129(547)
JaLC DOI	
Abstract	It is a matter of common knowledge that the first imperial edict issued on the Taika Reformation, was ambiguous in its meaning. I have tried to explain how the Reformation influenced the provincial systems. I studied here "Hitachi no Kuni Fudoki", especially its passages on the reign of Emperor Kotoku (孝徳). I tried to explain how and when the Reformation was established in "Hitachi no Kuni" (常陸國). By studying from this point of view, I am lead to believe that Hitachi no Kuni was first organised when the "Bando Soryo" was installed there. It seems to me that it was shortly before the fifth year of Taika (大化五年,649A.D.). Kori (郡), subdiivsnion of the province, was formed when Kashima no Kori (鹿島郡) was set up in the fifth year of Taika, And I suppose that it was in the fourth year of Hakuchi (白雉4年653A.D.) that the system of Gunji (郡司) was really established in this province. Further the more, I 'think Soryo (總領), the public function of which has not been duly appreciated by now, seems to play an important role in reforming the local administration at the beginnings of this Reformation Period.
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19580300-0097

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

大化新政の地方浸透について

——常陸國の場合——

はじめに

- 一、常陸國の成立年代について
 - 二、坂東總領について
 - 三、常陸國における郡司制の成立について
 - 四、常陸國北域の問題
- むすび

はじめに

大化前後の古代東國の問題については、史料が極く限られ、また断片的であり、従つてその研究は相當制約を受ける⁽¹⁾と云えよう。それにも拘らず最近多くの研究が次々と發表され、種々の成果があげられて來ている。そしてそれらの研究の特色とするところは、主として統一國家形成史上の問題として取上げられていることであり、その結果大和朝廷の國家統一過程にあつて、古代東國の占める位置の大きかつたことが強く認識されるに至つてゐる。そして特に大化新政

大化新政の地方浸透について

(五一五)

九七

井 口 悦 男

實施に當つて、この地方が重要なポイントを擔つていたことが明らかである。

しかるに一方大化新政については、果して根本史料たる書紀の大化二年の改新詔に述べられたそのままの形のものが直に實施されたかどうか問題とされ、疑われて來ているところで、色々の面から改新詔が検討され今日その記事に修飾のあること、すなわち詔にみられる如き整備された律令國家の制度に達するのには多少の年月と改變を重ねていることが先學の研究の前に順次明らかになつて來るところであるが、⁽²⁾なお新政につき今後に残された問題も多いと云えよう。

ところでこのように問題の多いとされる大化新政の時期にあつて重要な位置を占めていた東國には、どのように新しい制度が實施されているか、これを具體的に明らかにし得るとすれば、それは大化新政の實態の一面を把握し得たことであり、これらの事實を加えることにより、新政時の複雑な政治情勢を一段と明らかにするものと云えよう。この點については、古代東國の問題に關し多くの研究を發表されて來た井上光貞氏が、最近、紀の大化初年における東國國司派遣の記事から考究されて、新政當初の東國の狀況に言及し、その問題の一端を明らかにされたところであるが、⁽³⁾筆者はここにこの問題について少しく異つた觀點から追求してみたいと思う次第である。それは常陸國風土記が東國の一部に當る常陸地方の、大化新政當時の地方制度の動きに關し、幸い僅かながら史料を提供して呉れる事實に注目し、これを中心とする考察を進めることによつて問題の一端を明らかにしようとするのである。そして大化新政は常陸の場合にあつて、どのように實施されていたか、そこから如何なることが新政に關し發言し得るか、先學の研究を踏まえながら以下卑見の及ぶところを述べてみたいと思う。乏しい材料から云い得ることは極く限られてくるが、最近の大化改新の研究の一助ともなり得れば幸いと思う次第である。

註(1) その主なるものを例示すれば、石井良助博士「東國と西國」(「法制史研究1」)、井上光貞氏「國造制の成立」(史學雜誌六〇—一一)、同氏「古代の東國」(「萬葉集大成5」)などその他林陸朗氏、志田諄一氏などの研究がある。

(2) 最近における主なるものを二三あげれば井上光貞氏「郡司制度の成立年代について」(古代學一一二)をはじめとしてそれ(歴史地理八三一—一及二)誌上で發表された坂本博士及井上氏の改新詔の信憑性をめぐる論争の他、田中卓氏、虎屋俊哉氏、などの研究があげられよう。

(3) 井上光貞氏「古代の東國」

一、常陸國の成立年代について

我が國は大化改新によつて中央集權國家の誕生をみるこゝとなつたが、この時地方の受けた最も大きな改變は、それを制度面から窺えば、新たな國の成立にあつたと云つて過言でなからう。それは云う迄もなく書紀の大化二年正月條のいわゆる放新詔の第二段に示される如く、從來の國造制に代る國郡制の施行に基くものに外ならないが、これから問題として取上げる常陸國の成立も例外ではなかつたと云える。この國の成立については、常陸國風土記の冒頭の記事が更に詳しく、よく前後の經緯を物語つてゐる。

すなわち

問國郡舊事。古老答曰。古者自相模國足柄岳坂以東諸縣。摠稱我姬國。是當時不言常陸。唯稱新治。筑波。茨城。那賀。久慈。多珂國。各遣造別令檢校。其後至難波長柄豐前大宮臨軒天皇之世。遣高向臣。中臣幡織田連等。摠領自坂以東之國。于時我姬之道。分爲八國。常陸國居其一矣。

大化新政の地方浸透について

とあつて常陸國は改新後の孝徳朝に及んで「我姫」地方新八カ國の一つとしてはじめて成立をみたのであり、大化前代にあつてはこの地方には、新治・筑波・茨城・那賀・久慈・多珂の六國が存在していたことを述べ、大化前後の新舊の行政區劃の變遷が對比して示されている。この冒頭の記事は常陸國の成立に關し、そのまま受取つてよいと思ふ。⁽¹⁾

ところでこの冒頭の記事は孝徳朝という以上には何もこの國の成立年代に關し物語らないが、それは何時とみられるのであろうか。このことは改新後の中央集權國家の實質的發足年代と密接な關連を有する問題であり、見逃し得ない點であろう。勿論一應國郡制の施行を述べている改新詔の出された大化二年正月にその成立年代を求めるとも考えられるが、これをそのまま受け入れることは改新詔が問題とされるばかりでなく、特に東國に關し、東國國司の名がそれ以前から書紀に見えているのであり、この問題に關する記事を廣く眺めた上で考うべきであると云えよう。ところで東國國司の名は、六月の蘇我氏覆滅直後と云うべき大化六年八月庚子條に既に見え、彼等を特に召し、然も東國に對する新政施行の詔を賜つていたのであり、更に同二年三月甲子、辛巳條によれば、「東方八道」の國司八人について東國に於ける彼等の新政施行の結果からその功課を論じているのであり、「東方八道」と云い、國司八人と云い、風土記の「我姫之道分爲八國」とあるのに合致するかにみえ、東國にあつては改新の直後にいちはやく八人の「東國國司」に統治される新政下の國が常陸國を含めて成立していたとも考えられて來るのである。だがこの改新直後の時期に新政施行に關し活躍する所のあつた「東國國司」については、書紀のこれらの記事を分析された井上光貞氏によれば、この時の「東國國司」はいずれも當時の大族が任命されていることが知られるばかりか、國司として制度上令制のそれとは異つていることが示されており、一般の國司と同一にみることの出來ない極く短期間で復命している特殊の意味を持つ國司である

と云われ、更にこの時の「東方八道」についても、風土記に云うところの「足柄岳坂以東」でなく、三河・信濃以東の廣い地域に於ける八國を指すものであらうと考證されている。⁽³⁾従つてかかる氏の意見を前にする時、例え大化元年より「東國國司」の名が見えていても、それを以て直に常陸國の成立をその時に求めることは一應避けるべきであらう。そこでここに注目されて來るのは、紀の大化二年八月癸酉條の詔に於ける「今發遣國司并彼國造。(中略)宜觀國々壇堺。或書或圖。持來奉示。國縣之名。來時將定。」(傍點筆者)の記事であらう。この詔は先に述べた東國國司の功課を論じている大化二年三月の記事に續くものであり、この時の國司の派遣の意味する所は、先に派遣した東國國司の試験的施政により着々と實績をあげていた新政府が、改新詔に述べた如く、いよいよ國郡制を全國的に施行する爲の第一歩を踏み出した事實を示すものと思われる。そしてこの詔に新しい國の境界線の定められることが予告され、更に國司として國造にその調査を求め、それらの復命後にはじめて國縣の名稱が定められると述べていることよりすれば、この時なお舊來の國造が活躍しているのであり、ここに示された「國縣」をその字句のままに取れば、この時國造制下の國縣の領域を再確認する段階にあつたとみられるし、また「國縣」の字句は舊來の慣用句のまま表示されていると取れば、それはとりもなおさず新しい行政區劃判定の準備行動を示すと考えられる。そのいづれであつたか問題であるが、いずれにせよ新しい國が名實共に整い成立發足することになつた時期は、正確には彼等の復命後にこそ求められると云わねばなるまい。しかしながら國司達の復命の時期は残念なことに正史に傳えておらず、また國々の成立の詔もみられないから詳しい時日は不明と云う外はないのであり、結局大化二年八月にその上限が求められると云えよう。そして常陸國の場合、風土記に香島郡分置を總領に大化五年奏請している記事の見える所から(香島郡條)、大化五年の新郡分置の時

期までに既に常陸國の成立がみられていたと考えられ、大化五年にその下限が求められて來るのである。以上述べる來たことをまとめると、常陸國は改新後はじめて置かれたが、その時期は大化二年八月以降大化五年の間に求められ、風土記冒頭條に述べる如く高向臣、中臣幡織田連が坂東地方に新任して來た後に成立したものとみられるのである。そして更に今臆測することが許されるならば、その間の何時がその成立時期としてより確實性を有するかと云えば、風土記に常陸の新郡成立初見が大化五年とする點から考慮するに、下限とみられる大化五年により近い頃にあつたと云えよう。かかる臆測はともあれ、これまで考えて來た事實に誤りがないとすれば、律令國家の基盤を構成し、その成立が急がれたとみられる新しい國の成立に關してすら、改新後若干の年月を要したことを認めなければならぬのである。

註(1) 風土記冒頭條の記事について、井上光貞氏は多少の混亂がみられて問題であると云われている。この記事は國造制成立期の狀況と、改新による國郡制成立期の狀況がそこに重複して語られているとされるのである。(「國造制の成立」史學雜誌六〇—一、一、「大化改新」六九頁要選書所收) 確かに氏の指摘される如く「足柄岳坂以東之諸縣」とあり、大化以前に常陸地方に小六國のあつたことが述べられており、そこから改新以前の國造制成立期の地方の狀況を予想し得ると云えようが、氏の云われる如くこの記事が改新の時「右の諸小國は縣になつた」と述べていると讀まれ、そこに混亂を認められることは、いささか解釋のうがち過ぎでなからうか。この記事は改新前の六國が改新後どの様に呼ばれるようになったかについては何も述べてない。みるのが正しい讀み方であろう。それにしても、この記事が孝徳朝に常陸國がはじめて設置されたと述べている點は何ら疑點なく受取つてよいものと思う。

(2) 井上光貞氏「古代の東國」(「萬葉集大成」5 歴史社會篇所收) 三四〇—四一頁

(3) 井上氏前掲書三四一—四三頁

二、坂東總領について

常陸國の成立年代に關連して、次にここに問題として置かねばならぬものに總領のことがある。前述の如く、高向臣、中臣幡織田連の着任後、常陸國の成立がみられたと思うのであるが、風土記では、信太、行方、香島、石城・多珂、各郡新置或は分置の際にその名が見られるが、面白いことに彼等を一切國司と云わず總領と云つてゐる點が注意される。單にこれだけのことであるならばそれは或る國司を總領と記してゐるに過ぎないとも解せるのであるが、そうでないことは、この二人の外は「國宰」或は「國司」と記しておるのであり、そこに區別のあつたことが認められるばかりか、冒頭の條にははつきりと「摠領自坂以東之國」と述べ、それは坂東全體を統治し、總領する意味での稱呼であつたことが氣付かれるのであり、そこに坂東總領とでも稱すべき總領の存在したことが考えられるのである、このように風土記は述べているのであるが、果してかかる坂東總領が存在したかどうか、筆者はその存在を認めんとするものではあるが書紀には傳えぬ所でもあり、また次に述べるように總領については問題のある所とされているので、一應検討してみる必要があると云えよう。

總領なる名稱は、この風土記にのみ見える特稱ではなくて、それと同等の官職を意味する名稱と共に、書紀及播磨國風土記にその例を拾うことが出来るのである。それによると筑紫大宰、竺紫惣領、筑紫摠領、周防摠領、吉備大宰、吉備摠領、伊豫摠領、などみえ、結局、これをそのまま問題なく受入れるならば筑紫、周防、吉備、伊豫そして坂東の地方に總領の置かれていたことが考えられるが、いま筑紫の場合は記事も多く、それに後の大宰府の前身と考えられるから別とすれば、その外の場合については單にその名稱を傳える程度であり、その官職としての性格が不明瞭であるばかり

りか、或る所で總領と記されたものが他の箇所でも國司と記されているように、⁽²⁾ 國司と總領との間に記事上判然とせぬ所が隨所にみられるばかりか、その名稱のみえる範圍が極く限られ、天武紀より文武紀の間でしかなく、年代的にかなり短期間であることが注目されるのである。

この様に記事上判然とせぬ所のある總領について、先學の意見がどの様であるか、いまその主なるものについて簡単に觸れるとしよう。先ず否定説からはいるとするが、それには津田博士の意見があげられよう。⁽³⁾ いま一寸觸れた如くその呼稱の曖昧かつ矛盾する點を一つ一つ衝かれた博士は、これはむしろ國守の官職の字句の一定しない時にこの様に書き示した考えられる點が濃厚であり、従つて筑紫の場合を別として、この他の地域に於いて國司の上に立ち、數方國を統轄するが如き總領なる官職の存在を疑われ、常陸國風土記の記事の場合も書き方の杜撰とみられるのである。一方肯定説としては、古くは武家名目抄に、⁽⁴⁾ また早く喜田貞吉氏が、坂東總領を含め特別の地域について數方國を統轄する特別の官が國司の上の官職として存在したと云われている。⁽⁵⁾ かかる意見は津田博士の意見が出される前のものであり、記事批判の上に立つ意見とは云われないのであるが、しかしこの考え方は博士以後の肯定説側にあつて基本的に突ぬかれていると云えるのである。すなわち坂本博士はかかる肯定説を一步進められて、大化以後、國は徐々に成立をみたが、その土地の特殊事情に應じ當初領域に廣狹があり、廣い地域はその後分化されて行つたと思われるが、その時にあつてもその廣い土地の特殊事情により、分化後置かれた國司の上に立つ會ての國司がなお必要とされ、これが新國司と區別されて總領或は大宰と呼ばれていたものであり、その職掌は國司と同様であるが管轄區域が廣く、地位として國司の上に立つものとみられるとされ、結局淨御原令以前より存在した官職として、その一時的存在を認められるのである。⁽⁶⁾ また最近

肯定説を出された家令俊雄氏は、總領に關する史料が限られ、その性格をそれ自體より明らかにし得ぬ點に留意され、廣く當時の史料に目を向けられた結果、總領なる官職は、烽、燧、弩師、職・監と有機的連鎖的關連を有するものであり、その間にあつてその職掌が解明されるとされ、結局大寶令施行以前に暫定的措置として短期間特別の地域に置かれ、軍事、國防の任を帯びて數ヶ國を統轄した官職と、結論付けられるのである。⁽⁷⁾ かかる氏の考察方法は大局的な觀點よりとらえられたものとして傾聽に價すると云えよう。勿論職や監が果してその範疇に置かれるかどうか疑問であるが、東國の場合といい、又特に筑紫、周防、伊豫、吉備の場合は、改新時の新羅などの對外關係の緊迫に目を向け、そして國內各地に水城その他防備態勢を整えたことを考へるとき、それら總領の置かれている場所の地理的位置が、瀬戸内海の要衝にそれぞれ當つていることに考へを及ぼせば一應うなずかせるものを持つと云えよう。

この様に數ヶ國を統轄したとみられる總領について賛否兩論がみられるのであるが、筆者のみる所によれば、古いところはいまおくとしても肯定説側も必ずしも津田博士の疑問とされる點に答へる方向で意見を述べられているとは云えず、また博士の意見も、總領の官職としての存在が不明瞭であり疑問とされる點から先ず出發し、史料を檢討するに呼稱が曖昧であり矛盾する點を追求されることから否定的結論を出されている感が濃いと云えよう。

ところで筆者は初めに述べた如く、總領について肯定説をとるのであるが、それが如何にして認められるか、先ず津田博士が否定的結論を導かれる史料が、實は肯定さるべき史料であることを風土記のそれについて述べることからはじめよう。博士は、

「常陸國風土記にも總領高向大夫の名が見えてゐて、其の書きかたは頗る曖昧であり、特に卷首に於いてさうである

が、孝德紀の記載によると、大化のはじめに東國に派遣せられたものは國ごとの國司であつて、數國を統轄するやうなものがあつたらしく見えないから、此の總領もまた國の長官と解すべきもののやうである。卷首に坂東地方全體を總領するものやうにいつてあるのは、書きかたの杜撰すべきである。」「日本上代史の研究」一九七頁)

と云われている。しかし博士が風土記の書き方の曖昧さ、特に卷首がそうであると云われているのは、具體的に何處がそうなのであるか此處に擧げられていないので今問題となし得ないが、孝德紀の記載以下の條については書紀に、既に東國の國毎に國司があり、數カ國を統轄する總領の名が見えぬからとして否定されてしまうのはやや早計と云えよう。前述の如き最近の井上氏の意見にすれば、書紀にみえる大化初年の「東國國司」は短期の特別なものとされ、その管轄區域も異ると云われているのであり、そして筆者はこれら「東國國司」の歸任後に初めて全國的に新しい國を制定しようという運びとなつて、東國にあつては坂東總領のもとに八カ國の成立がみられたと考えるのであり、風土記の「摠領自坂以東之國」と明記される記事は、何ら他の記事と矛盾するとならないのであるから、例えそれが正史には傳えぬ所であつたとしても、他の地方に同様の名を窺えるのであり、その存在は一應肯定するのが妥當と云えよう。然も文武紀四年十月己未の條によれば

以直大壹石上朝臣麻呂。爲筑紫摠領。直廣參小野朝臣毛野爲大貳。直廣參波多朝臣牟後閉爲周防摠領。直廣參上野朝臣小足爲吉備摠領。直廣參百濟王遠寶爲常陸守。(傍點筆者)

とあつて、一連の總領敘任の記事がみられる所に並記して常陸守の名が擧げられており、ここに明らかに總領と國守が使い分けられていることは兩者の間に官職として區別があり、總領の存在したことを明示すると云わねばなるまい。

また持統紀四年七月辛巳の條によれば

大宰國司皆遷任焉。

とあり、これは喜田氏も引用された所であるが、⁽⁸⁾この例によつても兩者の區別の存在、ひいては國司とは別箇の總領の存在したことが考えられると云えよう。

しかしかかる例を擧げることによつて國司とは別箇である總領が存在したことが確かめられるとしても、その職掌について從來考えられて來た數カ國を統轄するものと云う以上に考えられないとすれば、津田博士の記事批判による疑念にはなお充分答えたとは云えないと思う。確かに總領に關する少い史料よりその職掌を導き出すことは困難であり、家令氏は從つて前述の如き方法によつて從來の説に加えられる意見を出されたのであるが、ここで考えるに、なお總領の記事自體の中に、從來の説の見落している彼等の職掌を見出し得ることに氣付いたので、ここにそれを述べてみるとうよう。それは再三これ迄引用した記事であるが常陸國風土記に「至難波長柄豐前大宮臨軒天皇之世。遣高向臣。中臣幡織田連等。摠領自坂以東之國。于時我姬之道。分爲八國。」と明記している事實から出發する。これは地方の律令體制確立に際しその基盤ともなる國の成立が坂東地方にあつて先ず坂東總領によつてなされたと述べていることであり、その職掌を考えるに際し大いに注目してよい點と思う。そればかりでなく、坂東に總領として派遣された高向臣、中臣幡田連が常に新郡の成立に際し關係し、その許可のもとに成立をみてることが認められることにも注目して然るべきであらう。今日坂東地方にあつて常陸國風土記しか伝わらず、常陸の場合についてのみしか彼等の活動は知り得ないのであるが、風土記にあつても彼等が常陸に着任したとする明證はみられないのであり、坂本博士の先程の意見にもみられる

如く恐らく坂東全體に關し、かかる彼等の活躍がみられたと思われるのである。とすると、そこに導き出されて來る彼等の姿は、彼等總領が、新政當初期にあつて特別の地方を律令體制化する強力な推進の中心となつて大幅な活躍をしてゐるということに他ならない。これが認められるとすると、今日總領の名の窺える地域が、筑紫、周防、伊豫、吉備、坂東と、朝廷にとつて重要地域であると認められることからするに、總領は朝廷から新政當初期に、それらの地方に關し特に新政施行を強力に推進するための重要な任務を擔つて、派遣されたものとみられる。これらの地域が特別重視されてゐたことは、壬申の亂に際し、近江朝廷側がこれらの地域に特に人を派遣してここをおさえようとしてゐる事實（天武紀元年三月丙戌條）をみても明確であり、新政實施に當つても當然注目される地域であつたことは認めてよいと思ふ。このようにみて來ると、これら當初派遣された總領（かかる名稱が當初なかつたとしても）は、當時の別の地域の國司やまた後の國司とは異なるものであり、新政に當つて大きな意味を有するものであつたことが考えられよう。そこに朝廷の新政實施に際しての大きな意慾が見出せるのではあるまいか。従つてかかる觀點よりすれば、總領の職掌とみられる數カ國統轄ということは結果論であると云えよう。その後の領域の分化に伴い、かかる事態を生じたことが認められるが、數カ國統轄が彼等の官職として本來的に有した必要條件であつたとは云えまい。津田博士が周防總領、伊豫總領につき、一カ國の名を冠する點からの總領に對する疑義はこの點からすれば問題とはならないと云えよう。又領域分化後、その一部分である國司の任にあつたとしても一向矛盾するには當らないと云えよう。そしてかかる意味の總領が消滅してしまつたについては、當初彼等の重要な任務とされた新政への移行が、舊勢力に對する妥協から、非常にスムーズになし得たため、早くその必要性が薄れるに至り、國司のみにて充分になるに至つたので順次消滅し、その後の律

令には残されぬ官職となつたとみられるのである。

津田博士は史料上の曖昧なる點から總領を否定されるのであるが、筆者はこれらの記事が筆録される當時既に判然とせぬ状態にあつたことから、かかる矛盾が残されることになつたと考え、然もなおそこに斷片的ながら總領の名稱の残されていることは、博士とは反對に、その官職が一時的に存在したことを示すものと解釋する次第である。かくして書紀に坂東總領の名を傳えぬのは疎漏によるものであり、そして八カ國を統轄すると述べることは強ち風土記の誇大表示とのみ云えないと思うのである。

この様にして筆者は總領（かかる呼稱が當初より與えられていたか、否かはここでは問題外とする。）について、肯定説をとるものであるが、いささか從來とは意見を異にするると云える。從來の肯定説が、重要地域にあつて數カ國を統轄する國司以上の官職とみるのに止まつているのに對し、それは新政の進展に伴い結果的にその様に變化して來たのである、彼等は元來、新政の着手期に當つてその先鋒としてこれを強力に推進するところに官職としての本來性があつたとみるのであり、新政着手早々の時期こそ、他の地域の國司、又は後の國司と大いに異つて、重要性を有した官職であつたと考へるのであり、從來ややもすれば總領について、大化新政に於けるその役割を、その後の状態から判斷する余り、低くみがちであつたのに對し、一時的官職とは云え敢えてその高い役割を果した官職であつたことを主張するのである。ところで最後に坂東總領は何時頃迄存在したとみられるのであるうか。風土記によれば白雉四年（六五三）までは確認される。それ以後は一應不明とみられるが、ただ先にあげた文武紀四年（七〇〇）十月己未の條の、總領敘任の記事の所に並記して常陸守の名がみえていることから考へるに、他の地方のそれより一時期早く坂東總領は廢されたことが

これから予想されるのである。

註(1) いま總領の名の窺える主なる個所を參考のためあげておくとするれば、推古紀十七年庚子條にみえる「筑紫大宰」を初見とし、以下天武紀八年三月己丑條に「吉備大宰」、同紀十四年十一月甲子條に「周防摠令所」、持統紀三年八月辛丑條に「伊豫摠領」、文武紀四年六月庚辰條に「竺紫惣領」、文武紀四年十月己未條に「筑紫摠領・周防摠領・吉備摠領」、それに播磨國風土記揖保郡廣山里條などである。

(2) 例を一寸あげれば前註にあげた持統紀三年にみえる「伊豫摠領」の田中朝臣法磨が、持統紀五年七月壬申條には「伊豫國司」となっており、また吉備について前註にみられる時代にあつては「吉備大宰」「吉備摠領」とあるにも拘らず、時代が一寸溯る天武紀元年三月丙戌條では「吉備國守」とあるなどである。

(3) 津田左右吉博士「日本上代史の研究」一九六―二〇二頁

(4) 武家名目抄・第五十二冊・職名部三十摠領地頭の項

(5) 喜田貞吉氏「東國考」(歴史地理三七―二)

(6) 坂本太郎博士「大化改新の研究」五三一―三二頁

(7) 家令俊雄氏「上代に於ける總領の研究」(藝林四―二)

(8) 註(5) 參照。喜田氏の論文では誤植のためか、「持統天皇八年」となっている。

三、常陸國における郡司制の成立について

既に述べて来た様に、風土記冒頭の條は、常陸國の成立したことを物語っているが、その下級組織である郡(評)の成立の起源、郡司の任命の起源に關しては残念なことに少しも觸れては呉れないのである。それはまた風土記の他の箇所についても云えることであり、従つて常陸國に包含されるに至つた曾て國造制下にあつた六國は、何時郡(評)とな

り郡司が置かれ、郡司制が開始されるに至つたか、それは常陸國の成立と如何なる關係のもとにあるのか、何らそれを明示する記事は見られないのである。しかし次に擧げるような手掛りをもとに考察を進めて行く時、そこに常陸國に於ける郡司制成立期に關する一つの展望を提示することが出来ると思ふ。

さて、風土記に記載されている郡の名を考えて見ると、その名稱から二つのグループのあることに氣付く。すなわち一つは大化前の國造制下の六國の名稱をそのまま繼承する郡（新治・筑波・茨城・那賀・久慈・多珂）と、もう一つは大化前には國として存在しなかつた名稱の郡（信太・行方・香島・白壁・石城）の二つである。然もこれらは面白いことに郡としての成立由來を異にするのである。それは前者が舊來の國の移行による郡とみられるに對し、後者は舊來の國の領域を大化後に新たに分割して誕生して來た新しい郡なのである。そして更に前者について一例すらもその郡の成立年代を示してないに對し、新しい郡の場合はその殆どが、その成立由來、年代を記していることが興味深く氣付かれるのである。

その年代を今此處に示せば孝徳朝であり次の如くである。

信太郡 癸丑年

行方郡 癸丑年

香島郡 己酉年

石城郡 癸丑年

以上の四例より常陸國にあつて、郡が建てられた年代として史料上確かめられ、然も最も溯る例は、己酉年、すなわち

大化五年(六四九)であり、香島郡の場合であることが認められる。またその次に挙げられるのが癸丑年、すなわち白雉四年(六五三)であり、この時は常陸國の各地域に於いて一齊に三方所もの郡の成立のみられていることが注目される。今求められて来た二つの年代は、新しい郡の成立年代であるが、これは以下常陸國に於ける郡司制成立期の問題を考ふるに際し注意すべき年代と云わねばならない。

郡を設け郡司を置くという郡司制は、大化改新彼地方制度が再編成されるに際し、國の下級組織として誕生されて来たことは云う迄もないが、書紀大化二年正月甲子の條の所謂改新詔第二段に、「初脩京師。置畿内國司郡司。」とあり、更に同條には「其郡司並取國造性識清廉堪時務者。爲大領少領。強幹聰敏工書竿者爲主政主張。」とあり、選敍令集解によれば、「其大領少領才用同者。先取國造。」とあり、また常陸國風土記をみるに從來の六國¹六郡との行政區劃の移行が多分に考えられるのであり、従つて多分に從來の國造制下の國が、そのまま新政後の國の下郡として再組織されたことが予想されるのである。

ところで問題はかかる郡が何時成立したかと云うことである。改新詔の如くであれば、その詔によつて間もなく郡司制の成立をみたしなくてはならないであろう。先程來風土記にそれを明示してないとし、常陸國のそれは不明であると云つたのは、風土記が偶々記してないのであり、書紀のそれよりその疑問は解決されたともみられよう。だがこの改新詔はそのまま信ずるには問題があると先にも觸れて来たが、そこにみられる郡司の項に關し特にそれが云えるのである。郡司制に關し、最近多くの研究がなされて来たが、今その端を發し、且つそれらのうち代表的な見解とみられる井上光貞氏の説によるとすれば、大化二年正月の改新詔その他によれば、この時國造制が廢止され郡司の制が整えられた

ことになるが、これには疑念があり、先ずこの詔のこの條項自體に後世の修飾の跡が認められるばかりでなく、この詔以後の詔にも依然として、廢止された筈である臣、連、伴造、國造という呼掛けが用いられており、然も國造に從來と同前な國造としての働きを要求している例もみられるのであり、一方地方に事實上郡の成立した上限年代を求めてみると、神宮雜例集所引の大同本紀によれば大化五年であり、また中央官制の整つたのは大化五年であり、この年以降特殊の用例を別とすれば國造の文字も書紀に見えなくなつており、これらから思い合せるに、國造制が廢止され、郡司制が施行されるに至つたのは、中央官制が整備され事實上の發足の年である大化五年と時を同じくするものと考えられると論ぜられているのである。⁽³⁾すなわち改新後この大化五年までは新政施行の準備期間であり、中央官制、地方官制の事實上の施行とみたのはこの年にあつたと主張されるのである。先に國の成立について考察した際、やはりそこに若干の年の経過を要していることを認めなければならぬのを知つたのであるが、ここに考える郡の場合については、舊國造等にとつて國の成立の場合より、彼等の生活に直接關係する先祖以來の領域の國家權力による改變であり、實に彼等に取つてこれ以上の大きな問題はなかつたものとみられ、例え國造の殆どが郡司になるとしてもそこに新郡領域に關する多くの政治的折衝がなされたと思われ、若干の年月の過渡期準備期の設けられていたことを予想して然るべきと思われ、氏のこの郡司制から窺われた意見は妥當性の高いことが考えられ、かくして改新詔の發せられた時を以て郡司制の成立年代と見做すことは出来ないと思ふ。

さてここで常陸の場合についてそれを考えてみるとすれば果してどの様なことが云えて來るのであるか。常陸國に於いて建郡の年代を知り得る最も溯る例は、風土記にあつて先に觸れた如く、新しい郡の場合であり、香島郡の己酉年

(大化五年)なのであるが、それがこの年であることは注目に價する。それは今一寸觸れて來た所であるが、前述の井上氏の意見の中で郡司制成立年代を考えられるのに建郡の上限年代を求められているが、神宮雜例集所引の大同本紀に「難波長柄豐前宮御世。(中略)時^神以己酉年始立度相郡。」とあり、また皇太神宮儀式帳に「而難波朝廷天下立評給時仁以十鄉分^月。度會乃山田原立屯倉^月。」とあるところから、もし兩者の述べる所が同じ時の同じ場所のことであるとすればこれらより己酉年、すなわち大化五年が郡(評)のはじめて制定された時とみなし得るとされ、これを一つの重要な論據として郡司制の成立年代が大化五年にあると云われているからである。すなわち井上氏の擧げられた建郡の最も溯る例と、常陸國のそれとは正に時を同じうするのである。かかる一致は何を意味すると云えるのであろうか。それは、先ずこの香島郡にみられる建郡年代が、度會郡のそれと同様に、今日史料上に確かめ得る、建郡の最も溯る年代であることが判明して來ることは勿論であるが、それと共に、風土記に香島建郡につき「下總國海上國造部内。輕野以南一里。那賀國造部内。寒田以北五里。別置神郡。」(香島郡の條)とある如く、從來の行政區劃を越えて設けられている點、また度會郡の場合も考慮されることであるが、「別置神郡」と述べる様に、特殊の神郡である點に留意し、更に、第一項に述べた如く常陸國の成立年代が大化二年八月以降、大化五年の間に考えられ、従つてそれ以前に恐らく郡の成立は考えられないことなどよりみる時、この最も溯る成立年代を有する香島郡は實は常陸國にあつて最も早く成立をみた郡の一つではなかつたかと云う考えが導き出されて來るのである。すなわちこの香島郡の成立をみる大化五年に常陸國にはじめて郡が置かれる様になつたのではないかと考えられるのである。この様に考えることによつて、香島郡の成立年代、己酉年が常陸國に於ける郡司制を考える一つの手掛りたり得るわけなのである。

ではこの大化五年を以て常陸國に於ける郡司制成立年代とみることで終つてよいであろうか。その點についてはなお常陸の場合多少問題があると云えよう。この問題を考えるには、三郡の成立をみた癸丑年、すなわち白雉四年についても吟味しなくてはならないと思う。しかし香島建郡の事情からも考えられる所があるので先ずこれに觸れるところからはいつて行くとしよう。

今も一寸述べた所であるが、「別置神郡」と斷つてゐる様に、香島郡が神郡と稱されていることである。何處の神郡であるかは云うまでもないことであろうが、風土記に「天之大神社。坂戸社。沼尾社。合三處摠稱香島之大神。因名郡焉。」（香島郡の條）とあり當時香島之大神を祭祀していた者が、中臣氏であつたことが考えられ、また香島建郡を總領に奏請してゐる人物が風土記に「大乙上中臣□子大乙下中臣部兎子等。」（香島郡の條）とみえ、恐らく彼等が新郡司に任ぜられたものと解され、香島之大神、云いかえれば鹿島神宮の神郡として、特殊な性格を持つ郡として、ここの誕生があつたとみられるのである。そして同じ年に成立をみた度會郡についてみるに、先程述べた大同本紀に、度會郡の郡司達に言及してゐる所で「皆是大幡主命末葉度會神主先祖也。」とあり、また持統紀六年三月の條に「辛巳天皇不從諫遂幸伊勢」とあるのに續けて「壬午賜所過神郡及伊賀伊勢志摩國造等冠位」とみえ、この郡も伊勢大神の神郡としての性格をもつて誕生してゐることが認められて來るのである。結局いづれも神郡と稱すべき特殊の區域における特殊な郡として設置されたことが判明するのである。そしてこの様な神郡は選敍令集解によると、養老七年には前者を合せて八カ郡あつたことが窺える。これらの神郡が何時成立したかという點については、前述の二郡の外、儀式帳にみえる伊勢國多氣郡が孝徳朝と判斷する外、今日明確にし得ないが、奈良朝初期に於いても全國にその數僅かと思われる神郡であるのに、そ

のうち今日二郡までも大化五年に設置されていることが知られ、然もその二郡がそれぞれ當時及其後の歴史上において朝廷と密接に結びついて益々その高い神威を輝かして行つた第一級の神である、伊勢及鹿島の神郡であることに目を向け、更に再三繰返すようであるがそれらが郡の建置年代として最も溯る例であることは、次の一つの推測を生じせしめずにはおかないと云えよう。それは、ここに大和朝廷がその領域を擴大して行く過程にあつて、地方豪族を服屬せしめると同時に地方有力神を厚く崇敬して行つたことが考えられるが、その崇敬の中には政治的配慮も充分にあつたことは當然であるが、大化新政時にあつては、それが一段と強められた事實の認められる點を考え合せるに、大化新政により従來の行政區劃を改組し、新たな國郡制下の郡を設置しようとするに際し、先ず神郡の設置、云いかえれば國造領から神社中心の郡の領域を新たに分離、設定する所から、それが開始されるに至つたことが推測されて來るのである。繰返して述べれば神郡の設置ということから郡の成立がみられるようになったのではないかと推測されて來るのである。

かかる事態がもし認められるとするとそこに更に次の様なことが云えてくるのである。すなわちこの神郡設置と同時に従來の國造領域が國から郡に改められることになつたとしても、この様な新しい領域を有する神郡の場合を除いてこの時のこれらの郡の郡司の人物構成は國造一族からなつていたと考えられるから、なお郡としての實質的變化は明確になるに至らなかつたと思われることである。それは云いかえれば常陸六國が香島神郡を含めて七郡になつた時、すなわち大化五年に一應郡が設置されたとみられても、なお郡司制の實質的成立とは見做し難いということである。なおそれに至るまで時を要したとみられるのである。

かかる推測を更に確めて呉れるのが、癸丑年、すなわち白雉四年の三新郡設置の事實であろう。先きの大化五年の場

合は一郡の設置に過ぎず、それも特殊な神郡の場合であるのに對し、白雉四年の場合は一據に三郡もが設置されたのであり、然もこれは常陸國全域に亘る大きな動きとみられるのである。既にこの點に注目された宮本救氏が「この白雉四年は常陸國に於ける律令制の地方制度——郡の確立期として重要な年と思はれる。」と云われていることは、筆者も同感を禁じ得ない。そして書紀によればその前年、白雉三年に班田造籍がなされた⁽⁷⁾と見え、また五十戸一里の制につき言及しているが、白雉三年のこれらの事實と、その翌年とする常陸國三新郡成立との間には密接な關係があつたのではあるまいかと思われて來るのである。この白雉三年の班田及び造籍は、新政開始後はじめてなされたものと考えられており、更に五十戸一里制についてもこの頃になつて實施せられるようになったことが考えられるとすれば、常陸國にもそれらが實施された結果、それに伴う變化が、新郡の一據成立に現われるに至つたのではあるまいか。風土記に信太郡について「分筑波。茨城郡七百戸。置信太郡。」(信太郡の條)とあり、行方郡について「割茨城地八里。那珂地七里。合七百餘戸。別置郡家。」(行方郡の條)とあつて、その郡の戸數を擧げているところは、新政運營の重要な基礎をなす造籍がなされ、これにより明らかにされて來たこの地方の戸が、里制にもとずき里に編成され、更に郡の大きさの規定の定める所により、郡の再編成がなされた結果が、そこに示されていると讀み取れないだろうか。なお石城郡については、「以所部遠隔往來不便。分置多珂石城二郡」(多珂郡の條)とその分置の理由がしるされているが、これは戸令集解に「郡不得千戸。若餘五十戸以上者。分隸比郡。地勢不便者。隨狀令置別郡。」とみえるように、地勢不便の際に關するこれと同様の規定の存在が予想され、それにもとづいてなされたものと考えられるのである。この様にして常陸國における白雉四年の三新郡設置の事實と、その前年に新政開始後、はじめてこの年に至つて新政の基本面を規定する諸政策が

實施の運びとなつた事實とを、直接に結びつける明らかな材料は見出し得ないが、その間に多分の關係のあることが察知されると云えよう。この兩者の關連性が認められるとすれば、常陸國に於ける實質上の郡司制の成立は、この白雉四年にみられたとせねばなるまい。すなわち、この時に至つて戸籍もなり、班田もされ、そして里制により編成された里を所定數有する郡が整備され、ここに常陸國が完全な律令制下の國に脱皮して來たみられるのである。結局常陸國の場合、大化五年にはじめて郡が設置され、郡司制が開始されたが、その實質的成立は白雉四年にあつたと考えられるのである。この様に地方制度の完成までには、郡の場合と云い、先の國の場合と云い、多少の年月を要したとみられるのである。今常陸國の郡司制度につき眺めて來たわけであるが、これと同様な事情が、今日確かめ得ないが、他の地方の場合にも恐らく事實としてあつたと予想してよいのではあるまいか。

註(1) 郡司制の研究は改新詔の信憑性の問題から出發し、それを解明する論點として取上げられ發展したと云える。そして評郡論争が焦點となつて、結局大寶令の郡司制に至る迄の様な變遷を経ているか論究されているところである。いまこれに關する主なる論文を二、三あげれば、井上光貞氏「郡司制度の成立年代について」(古代學一一二)、坂本博士「大化改新詔の信憑性の問題について」(歴史地理八三一)、井上氏「再び大化改新詔の信憑性について」(同誌八三一二)、田中卓氏「郡司制の成立」(社會問題研究二一四・三一・二)その他曾我部博士、板橋倫行氏などの研究がある。

(2) 井上光貞氏「郡司制度の成立年代について」(古代學一一二)及岡氏「大化改新」一四一—四三頁

(3) 津田博士「日本上代史の研究」六一九頁、丸山二郎氏「中臣氏と鹿島香取神」(「日本古代史新研究」)井上氏「古代の東國」(「萬葉集大成5」三三四頁)

(4) 神宮雜例集(群書類從卷第四)

(5) 八神郡の名を選叙令の記事から參考までにあげると、伊勢渡相郡。竹郡。安房國安房郡。出雲國意宇郡。筑前國宗形郡。常陸

國鹿嶋郡。下總國香取郡。紀伊國名取郡。である。

- (6) 「而難波朝廷天下立評給時^七。(中略)以十鄉分。竹村立屯倉。麻績連廣背督領。磯部眞夜手助督仕奉^八。」(「皇太神宮儀式帳」群書類從卷第一)

- (7) 宮本救氏「里制の成立について—三十戸五十戸の問題を中心として—」(日本歴史五八)

- (8) 今宮新博士「班田收授制の研究」一八六—八七頁、同博士「上代の土地制度」一〇〇—〇一頁

宮本救氏「班田制施行年次について」(續日本史研究三一八)など参照

- (9) 村山光一氏「郷里制について」(史學二六一—二)

四、常陸國北域の問題

これまでは大化改新により大きな影響を蒙つた一つの地方である常陸國が、どのような過程を経て變化を受け律令制下に繰込まれて行つたか、そして地方に於ける大化新政浸透の實際面を明らかにしようと試みて、それぞれの制度の實質的成立年代などを問題として來たが、此處にそれらに次いで、新政によるもう一つのこの地方に於ける顯著な事實を物語るものとして、常陸國北域の問題が擧げられて來るのである。それは常陸國北域が改新後比較的長期間に亘つて政區劃の變更が續けられていることであるが、これに注目して來るとき、新政當時に於ける大和朝廷の北邊事情の反映、或は邊境地域整備の狀況がここに如實に窺われると思われからである。常陸國北域は風土記よりするに、前項で一寸觸れた様に白雉四年に石城・多珂兩郡分割が知られるが、それ迄はこれらの地域は一つの地域であり、改新以前は多珂國造の支配する多珂國の領域に當り、その範圍については風土記に

建御狹日命當所遣時。以久慈堺之助河爲道前。去郡西北六十里。今猶稱道前里。陸奥國石城郡苦麻之村。爲道後。(多珂郡の條)

とあつて、それを正確に知り得る。そして、この多珂國の領域及白雉四年の石城・多珂二郡分割の事實から、成立當初の常陸國はその領域をその後の常陸國と異にし、今日の茨城縣の北境を遙かに越えて、石城地方を含んでいたことに氣付くのである。ここに多珂國の北境としている陸奥國石城郡の苦麻之村は、今日の考證によれば、福島縣双葉郡大熊町の邊とみられ、そこを流れる熊川が境界線をなしていたと考えられている。⁽¹⁾大化前代において蝦夷地に近いこの國の北の境界線が果して明確な一線を以て劃されていたかどうか疑問とすべきであらうが、比定せられた地域一帯は磐城海岸地方に於ける二つの中心である石城地方と相馬地方を分離する、海岸近くまで山のせまつている小河谷平野が僅かにみられるに過ぎない地域であり、自然境界としての條件を備える所であつて、當時そこに北境を置いたことは充分納得の行く地域である。結局多珂國は南は久慈川口附近にはじまり、北は今日の常陸國境をなす勿來の山を越し鮫川流域から夏井川流域のこの地方で最も大きな平野のある石城地方を包含し、こと北の相馬郡平野地方の堺をなす双葉郡の中程に及ぶ、常陸地方の他の國に比して、遙かに廣汎な領域を有する國であつたことが知られるのである。そして國造が「石城直美夜部」と風土記にあるように、石城直を稱している所をみると、多珂國は實は石城地方を中心とする國であつたことが推測されるのである。そのことは今述べた如きこの國の領域全體を地理的に見渡して來る時、中心地域たり得る條件を備えるのは石城地方と考えられることから右の推測を裏付けると云えようし、また古墳分布からも考えられることと云えよう。⁽²⁾その多珂國が律令體制下に郡となり、やがて白雉四年に至つて石城・多珂二郡に分割され、然も「遠隔往來不便」を理由としてしていることは、これによつてもその領域が他に比して如何に廣大であり、地形的に一纏りと云

えない領域を有していたことが判明すると云えよう。そして更に注目すべきは、この地域にあつては行政區劃の變動がその後も激しく續けられているのであり、同じ常陸國でありながら他の地域の場合とはその北隅の廣い地域は律令制下における行政區劃の整備の度合いが甚だ異つてことに氣付かれることである。すなわち續紀養老二年五月乙未の條に

割陸奥國「之」石城。標葉。行方。宇太。亘理。常陸國之菊多六郡。置石城國。割白河。石背。會津。安積。信夫五郡。置石背國。割常陸國多珂郡之郷二百一十烟。名曰菊多郡。屬石城國焉。

とみえることからその後の變動の狀況が察知されよう。⁽³⁾ 先ず石城郡側についてみるに、白雉四年の新置當時は常陸國の領域内にあつたとみられるが、今の記事に「陸奥國「之」石城」とあり、また風土記に石城・多珂二郡分置の記事を割註として「石城郡。今存陸奥國界内。」とみえ、先程舉げた多珂國の領域の説明の所に「陸奥國石城郡苦麻之村」と記している所よりするに、その後常陸國から陸奥國へ編入され、變更をみていることが知られる。ではその變更が何時であつたかと云うことになると、白雉四年（六五三）から養老二年（七一八）の間、或は風土記の成立年代を靈龜元年（七一五）以前とみ、⁽⁴⁾ そして風土記のこれらの記事がその當初のままとするならば、白雉四年から靈龜元年以前という範圍に考えられるといふ以上には今日確め得ないと云えよう。次に多珂郡側についてみるに、養老二年にここから菊多郡が更に分割新置され、然もその新郡域はただちに常陸國の領域から離脱していることが判明する。すなわち菊多郡は先に常陸國より離れた石城郡、そして陸奥五郡と共に新設された石城國の領域にはいつていたのである。そしてこの様な行政區劃の變動を経て石城國が養老二年に誕生して來たことを知るのであるが、そのことから常陸國の領域に關しもう一つの事實、すなわち

白雉四年以降石城郡が陸奥國の領域に移籍されてから、多珂郡に菊多郡が新置される養老二年に至るまで、なおその領域は今日と違つて北に延びており、鮫川流域を含んで石城郡に接していたことを知り得るのである。しかしこの様にして常陸國北邊は改新後たびたびの行政區劃の變更を繰返した上に石背國と共に石城國が設置されるに至つたのであるが、この動きはこれで落着いたのではなく、その兩國も其後長く存續せず神龜五年（七二八）には既に廢されていたとせねばならず、それ以前にこの地域は陸奥國に編入されてしまつてゐることを認めなければならぬのであるから、なお變動はこの地域にあつて續けられなければならない状況下にあつたとみられる。

この様に大化改新後の舊多珂國領域に於ける行政區劃は、他の地域に比較すれば變動が激しかつたと、それらの事實を物語る記事から見て來たのであるが、それらの事實の示すところは結局まとめてみると次の様に云えると思う。すなわち、多珂國の領域は他の常陸地方諸國に比べて甚だ廣大であつたとみられ、それはこの地を包含して成立した常陸國が其後この地域について特に分割、移籍など變動が多く、それと同時に順次國境を南に變更させていることによつて窺えるが、常陸國はその成立當初異常に北に廣く延びた領域を有していたこと、そしてこの北域に於ける行政區劃の變更、整備の激しかつたことが認められる。その結果はこの地域に新しい國である石城國が誕生をみるまでに至るのであるが、そこに達する迄他の地域より長い年代を要しているのであり然も奈良朝初期に及んでもなお行政區劃の整備は落着をみるに至つてないことが氣付かれるのである。かかる特異な事實の裏には何らかのこの地域に關する特別な然るべき事情のあつたことが予想されてよいと思う。

これらの事實は何を意味していると考えられるのであろうか。その點につき推測されて來ることは、今擧げて來た常

陸北域に關する事實より窺つてみるに、それらはいずれもこの地域が新政下に急激に他の地域並に發展し、整備される段階に達して來て、その整備の過程を示しているに外ならないと思われることである。これを云いかえれば、その位置が常陸國で最も北にあり、地形的に纏りのつかない様な廣さを有していた事實をも考え合せる時、實は從來の常陸地方の南の諸國とは異つて、整備の遅れていた地域、すなわち新開地の様相を物語ると云えよう。かく解することにより、その行政區劃のやや長い年月に亘る激しい動きが理解出來て來ると云えるのではあるまいか。

かかる解釋の妥當であることは、風土記の記事全體の考察からも云えよう。風土記は孝德朝を朝廷との關連を物語る明確な歴史的始源期として大きく取扱つていたのであり、この朝以後はじめてこの地が歴史の世界にはいつている點が認められるのであり、そこに常陸地方の朝廷の地域内にはいつたことの新しいことが感ぜられて來るのであり、常陸國が重要視されるのは、大化以後の北進政策に關連するところとみられ、その北邊にあつては更にそれが後代まで認められるであろうことは不思議とするにたりない。また別の方面から示すものとしてここに古事記があげられよう。そこに記されているこの方面の國造を拾つてくると、①茨城國造（神代記）②道尻岐閉國造（神代記）③道奥石城國造（神武記）④常陸仲國造（神武記）とあり、常陸國より北の地域については②③のみしかあげてないことが知られるのである。道奥石城國については云う迄もなく、道尻岐閉國については一應石城國に續く北の地域と考えられているから、結局古事記の知識段階にあつて常陸の北邊より北に僅かの國造が知られているに過ぎないことが認められる。そしてこの古事記に記された國造の分布から津田博士が、また井上光貞氏も、大化直前に於いてその邊までが大和朝廷の北邊であること（⁶）（⁷）を物語るとされていることによつてもうなづかれよう。更に津田博士が道奥石城と稱する道奥なる名稱に注目されて、

ある時代まで朝廷の版圖の道奥、すなわち石城が北境であつた時のあつたことをその名稱が表示しているのではないかとされ、後世陸奥國と云われる領域は順次北へ北へと及んで行つたが、或る時代にあつては陸奥國は石城地方を主體とする場合があつたのではなからうかと云われているのは、⁽⁸⁾この場合注目されよう。

ところでここで一寸古事記にみえる道奥石城國造について觸れておきたいことがある。古事記に道奥石城國造とその名が記されているのであるから、大化前代の國造制下に石城國なる國造領域が存在したと一應みられ、津田博士もその様に考えられているようであるが、大化前代に石城國が存在したかどうかについては一寸問題があると云えよう。と云うのは今風土記の記事に誤りがないとすれば、その地域は明らかに大化前代に於いて多珂國造の支配する多珂國の領域であつたとみられ、その中に石城國は考えられないし、その北にそれを求めることも更に考えられないからである。とすると古事記にみえる道奥石城國造の解釋が問題とならう。筆者は次の様に解釋することが可能であると思うのである。古事記に茨城及び仲國造の存在を傳え、多珂國造に觸れてないことと、風土記に石城國が曾て多珂國であり改新後分離したとしてゐること、そして多珂國造が石城直を稱してゐるところより考えるに、古事記の道奥石城國造は恐らく多珂國造のことを指すと考えられることである。その間の轉移については石城郡が新たに舊多珂國から分割されたにも拘らず、その歴史を飾るため曾てあたかも石城國造があり石城國があつた如くにその後稱するようになってしまったことも充分想像出来るが、これは多珂國造が石城直を稱しており、そして多珂國造の本據が石城地方にあつたらしいことを考へて來ると、自己の古さを示さんがための單なる詐稱というより、曾ての多珂國造家が石城郡司になつたことが考へられるのであるから、そこから彼等が石城國造家を稱するように變化し、それが古事記に道奥石城國造と記されるようになる

つたと考えられはしないか。ともあれ風土記の記載を無視し得ぬ限り、大化前に多珂國と別箇の道奥石城國の存在は甚だ疑問とせねばなるまい。筆者は大化前代に於ける石城國はこの様に考えて存在しなかつたものと思うのである。

結局このように見てくると、多珂國北邊を去ること程遠くない所が大化直前頃までの大和朝廷の版圖の北邊とほぼ考えて誤りのないことが云えよう。勿論ここに版圖の北邊と云つてゐるのは朝廷の勢威の及ぶ最前線とか大和民族の居住北限を指しているのではなく、大化直前までに國造制下に繰込まれていた範圍を云つてゐるのである。であるからこそ多珂國の領域は北に異常に延びて廣汎であり、それを他の地域と同様に新政下に整備し、取扱うに至る迄に時間を要したのである。それがこの地域に於ける行政區劃變動の激しさに示されてゐるのであり、その動きは改新後一層活潑化した大和朝廷の北進政策の進展に伴うものに外ならない。そこにその動きの淵源があるのであり、順次より北へその前線を進める大和朝廷が、一方その後方となつた新開地を律令體制の中に如何に着々と繰込み、整備する努力がなされたかが、よく窺えると云うものではあるまいか。そして常陸の人々がその後奈良朝から平安朝初期にかけて坂東諸國の人々と共に、陸奥國仙臺平野以北に於ける朝廷の北進事業に、兵士として或は船を食糧を補給してゐることを知り、常陸國が朝廷の東北地方經營の重要な兵站地となつてゐることを知る時、更に明確となるものと云えよう。そして常陸國が朝廷にとつて重視されるに至つたのは、そんな古いことでなく、大化以降とみられ、朝廷の北進政策に結びつくものであつたとみられるのである。

註(1) 栗田寛氏(後藤藏四郎氏補註)「標註古風土記(常陸)」一五三―五四頁

松岡靜雄氏「常陸風土記物語」一七、三〇頁

大化新政の地方浸透について

野口保市郎氏「常陸風土記の歴史地理學的研究」二二頁など参照

(2) 清水潤三氏、渡邊一雄氏らの御教示による。

(3) 續紀にみえる石城、石背兩國養老二年建置の記事については、曾てこれに疑問をさされた喜田貞吉氏が歴史地理誌上に、その建置年代は大化以降大寶以前にあるべく、この養老二年は扶桑略記の説く如くむしろ廢止の時期に當るのではないかとの論を展開され、これに反對する高橋萬次郎氏との間に論争が繰返されたことがあつたが、併しこの問題はやはり養老二年に設置されたものと考へて誤りがないようである。最近土田直鎮氏が紅葉山文庫本令義解紙背書き入れの古格にみえる記事を引いて續紀の記事の誤りのないことを斷定されているからである。(「石城石背兩國建置沿革余考」歴史地理八三一—)

(4) 坂本太郎博士「大化改新の研究」六七—八頁

(5) 續紀神龜五年四月丁丑の條に「陸奥國請新置白河軍團。云々。」とある所からこの年以前に石背國がそして石城國も廢された考へられている。(井上通泰氏「上代歴史地理新考—東山道」三〇七—〇八頁参照)

(6) (8) 津田左右吉博士「日本古典の研究」上二—四頁

(7) 井上光貞氏「國造制の成立」(史學雜誌六〇—一一)

(9) 例えば、天平九年四月戊午條、天平寶字三年十一月辛未條、寶龜五年八月己巳條、同七年五月戊子條、同七月己亥條、天應元年二月己未條、延曆十年十一月己未條など参照(以上いずれも續紀)

む す び

以上を以てこの小稿を閉じるとするが、大化新政の地方浸透の事實を少しでも掘り深め得ぬものかと、常陸國風土記に記載された孝德朝の記事を中心にしながら、常陸に於ける律令體制の基盤を構成する地方制度の實施狀況につき考察を試みた次第である。そこから得られた結果はこれまで各項に述べて來た如くであるが、その中に從來氣付かれなかつ

た新たな見解を二・三加えることが出来たようである。

得られた結果をまとめる意味でここにその結論だけ簡単に述べるとすれば次のようである。先ず常陸國が成立した年代は、大化二年の改新詔の發せられた直後にあつたとはみられず、大化二年八月以降、より大化五年に近い頃、坂東地方に總領が着任した後に見られたと考えられるのである。次に總領については、これに関連する記事が少いため、從來その職掌も不明確とされ、單に數カ國を管轄する、特別地域に置かれた國司以上の官職と考えるか、また大局的見地より一步進めて軍事的要衝に置かれた特別の官職とみるかであつたが、ここに坂東總領の記事を検討してくると、彼等に関しこれ迄氣付かれなかつた新たな職掌が見出されて來ると云えるのである。總領は本來新政着手期にあつて、重要地域の新政をいち早く實施し、遂行しようとする任務を特に擔つて派遣された官職であり、その他の地域の國司や、後の時代の國司とは異り、その權能遙かに高く、廣い、國家の彼等に期待する所甚だ大であつた官職とみられるのである。それが間もなく國司と區別のつかぬ官職となり、やがて消滅してしまふに至つたのは、地方の律令制への移行が圓滑に進んだ爲、その特別の官職の存在意義を失うに至つたためとみられる。次に國の下級組織である郡の成立については、國の成立の場合と同様に、郡の設置方針が宣明されてから若干の年月の經過後にみられたと考える必要があるが、常陸にあつて鹿島神宮の神郡である香島郡が設置された大化五年が郡の成立開始年代とみられる。そして伊勢の度會神郡の場合も同じ年に成立していることから、國の下級組織である郡を設けるに當つて、舊國造領域を殆どそのまま郡とし舊國造を新郡司として起用して行くという云わば舊制の單なる移行の形で郡司制の開始がみられたのでなく、そこに既に神郡にみられる如き舊國造領域を分割、併合して形成される新しい意味の郡も含まれていたことが、そして恐らく

かかる郡を設けることよりそれが開始されたことが察知されるのである。ところでこの大化五年は常陸國の場合郡の成立開始の年とはみられるが郡司制の成立年代とはみられないのである。その實質的成立年代は、それよりやや下つて、三新郡の一據成立をみた白雉四年にこそ求められると云えよう。そしてその三新郡一據成立は、律令の規定に基く郡の整備を示すものであつたことが考えられるばかりか、更にそれはその前年に施行されたと考えられている班田・造籍などの結果に基くことも予想されるのである。次に常陸國北域に關し特に認められる行政區劃の變動の激しさについては、それが改新後から奈良朝初期にまで及んでいる事實を知るのであるが、そのことはこの地方が大化直前近くまで大和朝廷の北邊であつたので、他の地域の場合と同様に取扱い、律令の規定そのままを施行する段階に達せず、その整備が遅れていた事實を物語ると共に、一方では改新後の朝廷の強力なる北進政策の進展に伴い、この地方の律令體制下への整備が急速に進められていつた事實も察知されて來るのである。またこの地域の中心と目される石城に關し、石城國が大化前代に存在したと古事記より考えられがちであるが、古事記にみえる「道輿石城國造」については別途の解釋を下し得るのであり、その國は實は存在しなかつたとするのが妥當な解釋と云えよう。

以上の如くであるが、これは常陸國の場合に於ける大化新政の浸透状況を地方制度のそれぞれから考えて來たわけであるが、これと同様な状況がこの時恐らく諸地域にもみられたと思うのであり、従つて常陸のこの状況の考察は單にそのみに止まるものでなく、問題として廣い意義を有していると云えよう。大化改新が昨今問題となり、一方常陸國風土記に孝徳朝の記事がやや多く掲げられていることが知られていながら、そしてこの風土記の研究が進んでいるにもかかわらず、また最近それが大化改新前後の考察の手掛りとなると云われて來ているにもかかわらず、なおその時代を研

究する史料として大きく取上げられることが少なかつたと云えるので、ここに拙ないながら敢て常陸國風土記の記事を取上げて私考を試みた次第である。(一九五七・一一・三〇)

「明治初期の地圖と慶應義塾」補遺

さきに本誌(二七卷二・三號雜報欄)によせた拙稿「明治初期の地圖と慶應義塾」發表後、これに類する義塾名記載の地圖さらに七葉が目につれた。補遺として左にかかげておこう。

西野古海編 新撰東京全圖 明治九・七・二二御届

兒玉彌七著(標題なし)明治九・八・一四免許

綱島龜吉編 開化日新東京區分全圖 明治一〇・一〇・一八御届

大倉孫兵衛編開明東京新圖 明治一一・一一月御届、免許

松田貞幹編 新鑄懷中東京區分全圖 明治一三・一一・七御届

深瀬龜次郎編 改正明細東京御繪圖 明治一六・一・一〇御届

阪井金三郎編新選東京全圖 明治一六・三・二六御届

(會田 倉吉)